

徳島県自殺対策基本計画（仮称）の策定について

1 経緯

平成18年の自殺対策基本法施行から10年となるのを機に、平成28年4月1日「改正自殺対策基本法」が施行され、国の自殺対策の方針を示す「自殺総合対策大綱」の見直しが今年度中に予定されている。

このため、本県における自殺対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村、関係団体などと相互に連携・協力を図りながら自殺対策に取り組むための指針となる「徳島県自殺対策基本計画（仮称）」を次のとおり策定する。

2 計画期間

平成28年度から平成30年度まで（3年間）

3 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”の実現

4 基本目標

一人でも多くの自殺者を防ぎ、県内の「自殺者ゼロ」を目指す

5 基本認識

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- (2) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題
- (3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

6 主な具体的施策

- (1) 自殺の実態を明らかにする取組
 - ・自殺統計や調査研究結果等の活用
- (2) 普及啓発・人材養成の促進
 - ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間等における啓発活動の推進
 - ・様々な分野での自殺予防サポーター等の養成
- (3) メンタルヘルス・ハイリスク者対策の推進
 - ・心の健康保持に係る教育
 - ・適切な精神科医療の確保
- (4) いのちのセーフティネットの構築
 - ・地域における相談体制の充実
 - ・インターネット環境の浄化や大規模災害時に備えた体制整備
 - ・閉じこもりがちな方々への訪問相談等の実施
- (5) 自殺未遂者・遺族支援の充実
 - ・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組
 - ・遺族等への支援
- (6) 県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組
 - ・関係機関、団体との連携構築 など

※ 施策について数値目標を設定する。

7 今後のスケジュール

- | | |
|------|--|
| 8月中旬 | ・基本計画（案）とりまとめ |
| 9月 | ・9月県議会へ報告
・パブリックコメント実施
※ 国から「改正自殺総合対策大綱」が提示（見込み） |
| 10月 | ・基本計画策定 |